

令和5年4月1日

## 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（お知らせ）

令和5年4月1日より熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行しますのでお知らせします。

### ○熱中症対策に資する現場管理費の補正の概要

#### 1. 試行の目的

近年の夏季における気象状況を踏まえ、工事現場の熱中症対策にかかる経費に関して、現場管理費の補正を行う。

#### 2. 試行の概要

対象期間中における真夏日日数の割合（真夏日率）を踏まえ、熱中症補正値を算出し、変更契約時に現場管理費率に加算するもの。

#### 3. 対象工事

令和5年4月1日以降の単価を適用して発注する土木工事（港湾工事4工種を除く）・造園工事の内、各発注担当課が指定する工事が対象。

※試行の対象工事については、特記仕様書に記載があるため、詳しくは特記仕様書をご確認下さい。

また、補正は、請負人からの希望がある場合に、真夏日率や熱中症対策の履行状況を踏まえ適用するものであり、一律に適用されるものではないため留意して下さい。

#### 4. 試行要領

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領・・・別添

### ○適用開始

・令和5年4月1日以降の単価適用年月日で設計価格を設定する土木工事及び造園工事

※港湾工事4工種については、別途、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（港湾編）」を定めています。

### 【問合せ先】

建設局技術管理課 土木積算担当 TEL 078-595-6035